

2 高齢者外出支援事業

市町・団体名	事業名	対象者・条件等	内容	担当	開始年月日
栃木県交通安全協会	反射材の配付事業	高齢者の方	高齢歩行者等の夜間における交通事故防止のため、県警と連携し、地域交通安全活動推進委員等による家庭訪問時及び各種イベント等で反射材を配布	栃木県交通安全協会 028-622-8483	H30.4
栃木県バス協会	シニア向け全線フリー定期券「おでさぼ70」	70歳以上の方	栃木県内の関東自動車、ジェイアールバス関東の一般路線バス全線(高速バス・コミュニティバス・催事バスを除く)フリー定期券の販売	関東自動車(株) 028-634-8133 ジェイアールバス関東(株) (宇都宮支店) 028-687-0671	H30.10.1
宇都宮市	高齢者外出支援事業	年度末において、70歳以上の市民	特定バスカード等(市内バス2社共通カード・地域内交通回数券)10,000円相当が1,000円で購入できるよう助成 ※一部地域内交通は6ヶ月の定期券を2,000円で購入できるよう助成 ※年度に1回	高齢福祉課 福祉サービスグループ 028-632-2367	H15.12.1
足利市	あしかが・いきいきパスポート	65歳以上の市民	生活路線バスの乗車料金を210円から100円に割引 ※市内芸術・文化施設入場料等の割引もあり	元気高齢課 0284-20-2153	H4.4.1
栃木市	福祉タクシー料金助成事業	①80歳以上で、月1回以上通院しタクシー利用を必要とする方 ②65歳以上80歳未満で月4回以上通院しタクシー利用を必要とする方	福祉タクシー利用券24枚(1枚500円)の交付 ※年度毎に申請可能 10月1日以降の申請は12枚の交付	障がい福祉課 0282-21-2203	S61 以下不詳
佐野市	高齢者生活路線バス寿券	年度末(3月31日)現在で70歳以上の市民	生活路線バス寿券(助成券150円×48枚)を発行し、乗車運賃の一部を助成 ※年1回	いきいき高齢課 0283-20-3021	H20.10.1
	高齢者福祉タクシー券	①75歳以上の市民 ②70歳以上75歳未満の市民で一人暮らし又は高齢者のみの世帯 年齢は年度末(3月31日)現在	タクシーで医療機関へ通院する場合に利用できる助成券(400円分)を年間60枚交付し、運賃の一部を助成 ※6カ月毎の有効期限有り		H17.2.28
鹿沼市	移送サービス事業	鹿沼市加蘇、西大芦、南押原、粟野、粕尾、永野、清洲地区に住所がある75歳以上の高齢者 (詳細は地区規約による)	公共交通機関を利用できない方への支援サービス	該当地区福祉活動推進協議会	H18から順次

日光市	移送サービス事業	65歳以上の高齢者 一人暮らし又は夫婦のみの市民税非課税世帯に属する移動が困難な方	市有車により通院・入退院時に日光市又は鹿沼市内の医療機関への送迎 ※週1回、月4回まで無料	高齢福祉課 高齢福祉係 0288-21-5100	H13.4.1
小山市	路線バス・デマンドバス運賃割引	65歳以上の高齢者	路線バス運賃200円を100円に割引 デマンドバス運賃300円を200円に割引	都市計画課 コミュニティバス係 0285-22-9293	H22.10.1
真岡市	老人福祉タクシー事業	65歳以上の市民で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯、かつ普通自動車等(原付含む)の所有及び使用をしていない世帯の方	老人福祉タクシー(市と協定したタクシー)の利用券(1枚500円分)を給付 ※1世帯に対し月6枚、年間72枚まで給付。有効期限は年度末まで。	いきいき高齢課 高齢者福祉係 0285-83-8195	R2.4.1 改正
大田原市	高齢者等外出支援事業(通院のみ)	一般の交通機関を利用することが困難で次のいずれかに該当する方 ①居宅介護サービス又は介護予防サービスを受けていて、家族等による送迎が困難な方 ②身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのひとり暮らしの方 ③要支援認定があつて、以下のいずれかのサービスを受けている方 ア 総合事業の訪問型サービス事業 イ 総合事業の通所型サービス事業	自宅から医療機関までの送迎 ※移送用車両・片道300円	高齢者幸福課 高齢支援係 0287-23-8740	H17.4.1
	高齢者通院等タクシー事業(利用者登録制)	公共交通機関を利用することが困難、および大田原市デマンド交通事業対象外の65歳以上の一人暮らしの高齢者又は65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の高齢者	居宅から市内の医療機関等までのタクシー利用で、運賃が1,000円(自己負担)を超える場合、超過分を市が負担		H26.10.1
矢板市	ともなりパス75	75歳以上の市内在住者	生涯無料のともなりパス75(市営バス無料乗車券)を交付	高齢対策課 0287-43-3896	H30.4.1 改正
	高齢タクシー料金助成	80歳以上の市内在住者	タクシー利用1回につき初乗り料金分を助成、料金が初乗り料金の2倍以上となった場合は2枚利用可(年24枚交付)	社会福祉課 0287-43-1116	
那須塩原市	高齢者外出支援タクシー利用券	70歳以上の市内居住者で、運転免許がないか、自動車を所有せず、かつ、使用しない人で、次のいずれかに該当する人 ・同居等の親族がいない ・同居等の親族による外出支援を受けられない	年間35,000円分のタクシー利用券交付(毎年受領可)	保健福祉部 高齢福祉課 0287-62-7137	H28.8.16

さくら市	福祉タクシー事業	1 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受け、通院時介護を要し、タクシーを必要とする方 2 65歳以上の方のみで構成される世帯で、同一敷地内に(隣接地)に親族が居住していない市民税非課税世帯の方で、通院時介護を要しタクシーを必要とする方	通院時にタクシーを利用した際の基本料金分をタクシー利用券により助成。(月4枚、年間48枚を限度)※1回の利用につき4枚利用可能	高齢課 見守り福祉係 028-681-1155	H17.3.28
那須烏山市	外出支援サービス事業	60歳以上で下肢が不自由な方 (独居高齢者、高齢者世帯)	無料で自宅と市内医療機関を送迎 (社会福祉協議会の福祉車両を使用)	健康福祉課 高齢いきがいグループ 0287-88-7115	H18.4.1
	高齢者福祉タクシー事業	75歳以上の高齢者で、下記の全てを満たす方 ・市県民税非課税世帯 ・単身か高齢者のみの世帯 ・敷地内に移動手段の支援可能な親族世帯が居住していない ・自家用車を未所有の世帯 ・他の外出支援サービスを利用していない	タクシーの初乗り運賃分を助成 (タクシー券を支給)		H29.11.27 改正
下野市	高齢者外出支援事業	75歳以上の市民で、デマンドバス利用登録をした者	デマンドバス(おでかけ号)の利用券10枚を交付 ※有効期間は年度末まで	高齢福祉課 0285-32-8904	H28.4.1 改正
上三川町	社会福祉法人上三川町社会福祉協議会日常生活外出支援ボランティア事業	一人で外出が困難な高齢者で家族や親族により外出の支援が困難な方	ボランティア会員が社会福祉協議会の車両により外出を支援 ※外出範囲は隣接市町までで2時間以内、利用は原則月1回	上三川町 社会福祉協議会 0285-56-3166	H23.6.13
茂木町	移送サービス事業	75歳以上の高齢者	有料による町内外への移送サービス事業	NPO法人 茂木町配食サービスセンター 0285-63-5001	H27.4.1
市貝町	福祉タクシー事業	町内に居住する70歳以上の高齢者のみの世帯で、外出の際にタクシーを必要とする方	利用者1人に対し、福祉タクシー利用券を交付 ※月4枚・年間48枚を限度	健康福祉課 0285-68-1113	H8.4.1
芳賀町	福祉タクシー事業	65歳以上の町民で、高齢者のみの世帯の方	福祉タクシー(町と協定したタクシー)の利用券(基本料金分)を給付し、運賃の一部を助成 ※月4枚の割で年間48枚まで、有効期限は年度末まで	福祉対策課 福祉係 介護保険係 028-677-6015	H12.4.1

壬生町	外出支援サービス事業	65歳以上の独居又は高齢者のみの世帯の方	町外医療機関等に通院する場合に利用できる助成券を給付し、運賃の一部を助成 ※運賃4,000円未満は半額分、4,000以上は3,000円分を助成	健康福祉課 高齢福祉係 0282-81-1830	H15.4.1
野木町	外出支援サービス事業	町内に居住し65歳以上で体が不自由なため常時車イスを使用し、一般の公共交通機関を利用することが困難な方	居宅と社会福祉施設や医療機関等の間を送迎 ※無料	野木町 社会福祉協議会 0280-57-3100	H14.10.15
	高齢者通院時タクシー等利用助成事業	町内に居住する在宅で70歳以上の方	町外医療機関等へのタクシー代を一部助成 ※タクシー代の半額を助成(上限月額5,000円)	健康福祉課 高齢対策係 0280-57-4173	H26.10.1
高根沢町	高齢者外出支援事業	町内在住で満80歳以上の者	デマンド交通の利用料が無料	健康福祉課 028-675-8105	R2.4.1
那須町	福祉タクシー料金助成事業	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者 那須町に住所を有する75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の者	福祉タクシー(町と協定したタクシー)の利用券(700円分)を給付し、運賃の一部を助成 ※1人に対し月4枚、有効期限は年度末まで	保健福祉課 福祉係 0287-72-6917	H3.4.1
那珂川町	那珂川町福祉タクシー事業	①身体障害者手帳1級・2級(体幹機能障害等)で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ②療育手帳の等級がA1・A2で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ③精神保健福祉手帳1級・2級で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ④介護保険における要介護度が概ね要介護2以上で、通院にタクシーの利用を必要とする方 ⑤その他、会長が特に認めた方	住居が役場本庁舎から3km未満の方は月2,000円相当の利用券、3km以上5km未満の方は月2,500円相当、5km以上の方については月3,000円相当を交付。 ※有効期限は年度末まで、利用者は利用者証を提示することで利用できる。	那珂川町社会福祉協議会 0287-92-2226	H19.4.1